

勤務条件通知書

所在地 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

任命権者 さいたま市教育委員会

| | |
|------------------------------------|--|
| 1 任 期 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (採用から1ヶ月間は条件付採用期間とする。採用後1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達するまで延長する。) ・年度内更新予定 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>) ・同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>) ※再度の任用は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。 |
| 2 勤務場所 | <p>(雇入れ直後) さいたま市立高等学校 (勤務地はさいたま市教育委員会で指定) (変更の範囲) さいたま市立高等学校 (勤務地はさいたま市教育委員会で指定) 勤務公署における受動喫煙を防止するための措置として、敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置の場合あり) を実施</p> |
| 3 職務内容 | <p>(雇入れ直後) 部活動の指導方針及び指導計画に基づき、部活動に関する次に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会、コンクール、練習試合等に係る生徒の引率及び監督 ・安全・障害予防に関する指導及び生徒指導に係る対応 ・部活動の実技指導 ・その他、さいたま市教育委員会又は校長が必要と認める職務 <p>(変更の範囲) 変更なし</p> |
| 4 勤務日 | <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間で、年216日以内とする。 ※年間勤務時間は610時間以内 (そのうち休日は150時間まで)、かつ予算の範囲内とする。 ※ただし、教育委員会が必要であると認めるときは、この限りではない。</p> |
| 5 勤務時間、 休憩時間、 所定時間外 労働の有無 | <ul style="list-style-type: none"> ・休業日以外の日 3時間 (4月から10月までの間) 2時間 (11月から3月までの間) ・休業日 4時間 ・大会、コンクール、練習試合等に係る生徒の引率や監督の場合は7時間 ・所定時間外労働の有無 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>) ※準備・片付け、指導計画作成等部活動指導に係る時間を含む |
| 6 勤務を要し ない日 | <ul style="list-style-type: none"> ・定例日 詳細は所属長が別途定める。 |

| | |
|-------------|--|
| 7 休 暇 | <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇 1年間の勤務日数と継続勤務期間により決定 その他の休暇 有給（病気休暇、出産休暇、結婚休暇、忌引休暇等） 無給（介護休暇等） |
| 8 報 酬 | <ul style="list-style-type: none"> 時給 1,510円～1,678円（地域手当に相当する報酬を含む。） 費用弁償（通勤手当相当分）あり <p>※常勤職員の給与改定内容に準じて、年度の途中で時給に変動が生じる場合がある。</p> |
| 9 募集期間 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年2月26日（木曜日）17:00必着 |
| 10 受験資格 | <p>次のア～カのすべてを満たす方</p> <p>ア 教育職員免許状や部活動の競技種目の指導免許等を有している方、又はスポーツクラブや部活動での指導経験がある方</p> <p>イ 専門的知識や技能を有し、生徒に適切な指導が行える方</p> <p>ウ 健康状態が良好で、1年を通して職務が行える方</p> <p>エ 学校教育に理解があり、生徒の健康面、安全面及び学習面について配慮ができる方</p> <p>オ 20歳以上の方</p> <p>カ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方</p> |
| 11 退職に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> 任期が満了した場合は、当然に退職する。 自己都合退職の手続 (退職する日の1月前までに所属長に届け出ること。) 免職の事由 次の事由に該当する場合は、免職とすることができます。 <ul style="list-style-type: none"> 1 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合 2 勤務状態が不良である場合又は職員としてふさわしくない行為があった場合 定年制（無） |
| 12 その他 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の加入 有・<input type="checkbox"/> さいたま市職員互助会の加入 有・<input type="checkbox"/> 雇用保険の適用 有・<input type="checkbox"/> 災害補償 <input type="checkbox"/> 労災・条例適用 その他の事項は、本市の条例、規則等に定めるところによる。 |

＜問合せ先＞

さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

担当：高校教育係 秋山、酒井

電話：048-829-1671

FAX：048-829-1990